

冷害対策

天災融資法・激甚災害法適用

救済を陳情

今年の夏、東北・北関東を中心に襲った異常気象。十月末現在で当市の冷害による減収額は、約十一億七千万円にものぼりました。国はこの冷害で被害を受けた農家への救済対策として十一月十二日、天災融資法と激甚災害法を発動し、当市へは両法の適用が決定されました。この法は、被災農家が今後も営農を続けられるよう、低利で経営資金を融通することを主な目的としています。

今年の稲作は、六月、七月の低温と七月下旬の「やませ」の影響で、早生のアキヒカリ、あきたこまちに白ふ現象や障害不稔が発生。地域によっては七割以上の減収もみられ、減反強化や米価引き下げともあいまって稲作農家には大打撃となりました。市では被災農家の救済対策を講ずるため九月に冷害対策本部を設置、北鹿九市町村へ呼びかけ北鹿地域冷害対策本部としたりうえて、天災融資法の早期発動や激甚災害法の指定、資金の貸付枠確保等を国へ強力に陳情してきました。

融資限度額は

二百五十万円

天災融資法、激甚災害法の適用で、市内の一般農家への貸付限度額は二百五十万円。しかし、だれでも限度額いっぱい借りられるわけではなく、被害の実情に応じて貸付額が決められま

す。たとえば反収五百[＊]、一ヘクタールの水稲を半分損失したときは三十五万円程度、といった具合です。貸付金利は被害地域や損失率によって三%・五%、償還期間も被害程度に応じて四年・七年と幅があります。ケースによって異なりますので、営農計画に沿って有効に活用してください。

なお、この制度の対象となるのは、六月からの低温等で被害を受けた農家であることはもち

被害回復に全力を

ろんですが、減収量が平年の三割以上であること、減収による損失が平年の農業総収入額の一割以上であることの二条件をも満たしている農家です。

今度の冷害対策では融資を柱に、農業共済金の年内支払い、米穀予約概算金の返納利子の減免、被害農家に対する課税上の特例措置、他用途利用米についての作況調整などが実施されます。しかし、来年度の転作目標面積等の見直しについてはまだ方向が定まらず、国の関係機関による協議が重ねられています。市では今後、市税の減免等市独自の対策も検討し、被害回復に全力をつくします。

市長の対話ノート



No.187

まいいたタネ:

月めくりの暦は残り一枚になりました。不況の長いトンネルでやっと出口が見えてきたと思っていたところに、冷害という霧がたちこめてきた感じです。それにつけても、これまで景気回復、内需拡大を求めてなり振り構わず必死の努力をしてきたことが、少しずつ報われてきたと言えるでしょう。

どうせもがいても仕方がないと言って何も努力をしない人は、残念ながらもまだ先行きの不透明な状態が続いています。「まかねタネは生えぬ」とはこのことでしょう。

まいいたタネも一〇〇%は芽を出さない、こういう不毛の議論でタネをまかなければ、芽は絶対に出ません。一〇〇%は無理でも、それに近づける努力をしながら、まずタネをまくことが必要なのです。景気回復の兆しが現れたのはそれがあったからです。そして、どんな努力をしたきたのかをキチンと総括することが極めて大切だと考えます。

伊月山健治

